

ごみ処理手数料の減免申請（乳幼児）を御希望の方へ

- ごみ処理手数料の改定に伴い、指定ごみ袋（燃やせるごみ用 10ℓ）は、次の枚数を分割してお渡します。

●誕生した日から1歳到達月の末日まで

枚数	申請する月	
	R 8 年 8 ～ 1 1 月	R 8 年 1 2 ～ R 9 年 3 月
本来の支給枚数	4 5 0 枚	4 5 0 枚
今回の支給枚数（現行の袋）	1 0 0 枚	5 0 枚
追加の支給枚数（新しい袋）	3 5 0 枚	4 0 0 枚

●1歳到達月の翌月の1日から2歳到達月の末日まで

枚数	申請する月	
	R 8 年 8 ～ 1 1 月	R 8 年 1 2 ～ R 9 年 3 月
本来の支給枚数	3 0 0 枚	3 0 0 枚
今回の支給枚数（現行の袋）	1 0 0 枚	5 0 枚
追加の支給枚数（新しい袋）	2 0 0 枚	2 5 0 枚

●2歳到達月の翌月の1日から3歳となる日の前日（誕生日の前々日）まで

枚数	申請する月	
	R 8 年 8 ～ 1 1 月	R 8 年 1 2 ～ R 9 年 3 月
本来の支給枚数	1 5 0 枚	1 5 0 枚
今回の支給枚数（現行の袋）	1 0 0 枚	5 0 枚
追加の支給枚数（新しい袋）	5 0 枚	1 0 0 枚

- 令和9年4月1日からは、色を変更した新しい指定ごみ袋に変わります。
燃やせるごみ用：黄色→橙色 燃やせないごみ用：緑色 → 青緑色
- 現行の指定ごみ袋は、併用期間を設け、令和9年6月30日まで使用できます。

※ 追加分の支給につきましては、令和9年4月以降の対応を予定しております。
改めてご案内いたします。

※ 全量を新しい袋で希望される場合は、令和9年4月1日以降に申請してください。（0歳の場合：1歳に到達する月の末日まで、1歳の場合：2歳に到達する月の末日まで、2歳の場合：3歳となる日の前日（誕生日の前々日）までに申請されないと、枚数が減ります。）

- ・ 申請場所：循環型社会推進課（7条通9丁目 市役所総合庁舎5階）、
クリーンセンター（東旭川町下兵村3番地の5）、市内各支所
- ・ 必要なもの：①申請者の本人確認書類（マイナンバーカード、運転免許証など）
②対象者（お子さん）の年齢確認書類（母子健康手帳など）
③申請書【後日申請用】